

第1回会津坂下町新庁舎建設検討委員会 次第

と き 平成29年7月13日（木）13:30～

ところ 会津坂下町役場 3階 大会議室

1. 開 会

2. 町長あいさつ

3. 会津坂下町新庁舎建設検討委員会設置条例について

4. 委員委嘱

5. 委員紹介

6. 役員選出

7. 役員あいさつ

8. 諮問

9. 協議

(1) 経過説明及び今後の進め方について

①耐震診断結果

②第五次会津坂下町振興計画後期基本計画

③市町村役場機能緊急保全事業

④新庁舎建設スケジュール（予定）

⑤平成29年度新庁舎建設検討委員会スケジュール（予定）

(2) 現庁舎の状況等について

①本庁舎・分庁舎の敷地面積・床面積

②役場庁舎等を使用する組織・団体等

③公用車台数及び駐車状況

④職員通勤用車両及び駐車状況

(3) 庁舎標準面積について

①人口の推移

②基準とする職員数及び総務省基準による庁舎標準面積

(4) 防災拠点としての機能について

①防災拠点としての庁舎に求められる一般的な機能

(5) 新庁舎候補地に係る調査について

①調査対象とする新庁舎建設候補地

②町民アンケート（案）

(6) その他

10. その他

11. 閉 会

会津坂下町新庁舎建設検討委員会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、会津坂下町新庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、会津坂下町の新庁舎建設に関して次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

- (1) 基本構想に関すること。
- (2) 基本計画に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内で組織し、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員は非常勤とし、任期は第2条に規定する任務が終了するまでとする。

2 職名によって委嘱された委員は、その職を退職したときは委員の職を失う。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によって選任する。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、最初の会議は町長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ委員会を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、専門の事項を調査研究するため必要があるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 前項の部会に部会長及び部員をおき、委員長の指名する委員がこれにあたる。

3 部会長は、部会において調査又は研究した事項について委員長に報告しなければならない。

(報酬)

第8条 委員が会議に出席したときは、報酬を支給する。

2 委員の報酬の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例（昭和36年会津坂下町条例第8号）の定めるところによる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、政策財務課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例（昭和36年会津坂下町条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表行政評価委員会委員の項の次に次のように加える。

新庁舎建設検討委員会委員	日額	6,300円
--------------	----	--------

会津坂下町役場庁舎 耐震診断説明

- 物件 1 役場本庁舎
昭和36年建設
(鉄筋コンクリート造 3階建)
- 物件 2 役場北庁舎
昭和54年建設
(鉄骨造 3階建)

平成9年3月28日作成
相輪建築設計事務所

耐震診断考察 (会津坂下町役場)

A 役場 本庁舎棟について

- 1) 本庁舎建物は、昭和36年に建設された鉄筋コンクリート造3階建に塔屋2階建がある建物です。築後の比較的大規模な地震としては、昭和39年の新潟地震と昭和53年の宮城県沖地震に遭遇しています。

昭和36年建設の建物は、地震に対し極めて耐震性の低い第一世代の建物に属し、とくに本建物の構造躯体は経済設計の思想で構造計算されたと思われますので、建物のもつ耐震性能が同時代の建物よりかなり低く、耐震診断の結果とも符合します。

- 2) 本庁舎建物は、X方向・Y方向とも地震に対する安全性能が、耐震診断の結果、各階で基準の1/3前後となっており、極めて耐震性が低い建物です。

要因としましては、各階とも柱断面が小さいこと、耐震壁が少なくバランス良く配置されていないことのためです。

- 3) 耐震補強の改修計画の前段階として精密調査をし、三次診断による解析を行えば、各階にX方向・Y方向とも相当な箇所数の耐震壁をバランス良く設置することになり、1階の短柱の改善等（腰壁等の切り離し）もすることになると思われます。

- 4) 改修計画にあたり、耐震壁としての間仕切壁や外壁の開口部に耐震壁を設けることになり、役場庁舎としての使用に支障を来さない平面計画が要求され、また、耐震壁が多く必要なため相当な重量が増すことになり、支持地盤の許容地耐力を超え、不同沈下の原因となる恐れがありますので耐震改修は疑問視されます。

これらの要件に耐震改修費用を加味しますと、本建物は耐震改修でなく「新耐震設計法」による庁舎改築とすべきです。

B 役場 北庁舎棟について

- 1) 北庁舎建物は、昭和54年に建設された鉄骨造3階建の建物です。築後は比較的大規模な地震には遭遇していません。

昭和54年建設の建物は、地震に対する耐震性にやや難点がある第二世代の建物に属しますが、本建物は構造躯体が鉄骨造のため、施工の精度がより多く耐震診断結果に反映しますので現地調査が重要になります。

- 2) 北庁舎建物は、X方向・Y方向とも地震に対する安全性能が、耐震診断の結果、各階で基準の1/3前後となっており、極めて耐震性が低い建物です。

要因としましては、今回の現地調査が非破壊調査のため耐震診断の基準により未確認の場合の柱端接合部をすみ肉溶接で接合されていると判定し耐震計算したため、ほんらいの柱断面性能の1/3程度の耐力しか発揮できないことにあると思われます。

- 3) 耐震補強の改修計画の前段階として精密調査をし、溶接部を確認（超音波探傷試験等により）する必要がある、柱端接合部が突合せ溶接と確認できれば、1階柱脚を根巻き柱脚等に改修するだけで、各階とも耐震性能は基準値を上回ると思います。

柱端接合部の溶接が、耐震計算の判定のと通りのすみ肉で接合されている場合は、各階にX方向・Y方向とも壁ブレース等を設け耐震性を高め、1階柱脚を耐震改修することになります。

以 上

第一章

最重点プロジェクト

元気な人づくりプロジェクト

0-100安心プロジェクト

子育て支援体系

田舎力再生プロジェクト

コンパクトシティ形成のためのイメージ図

役場庁舎建設について

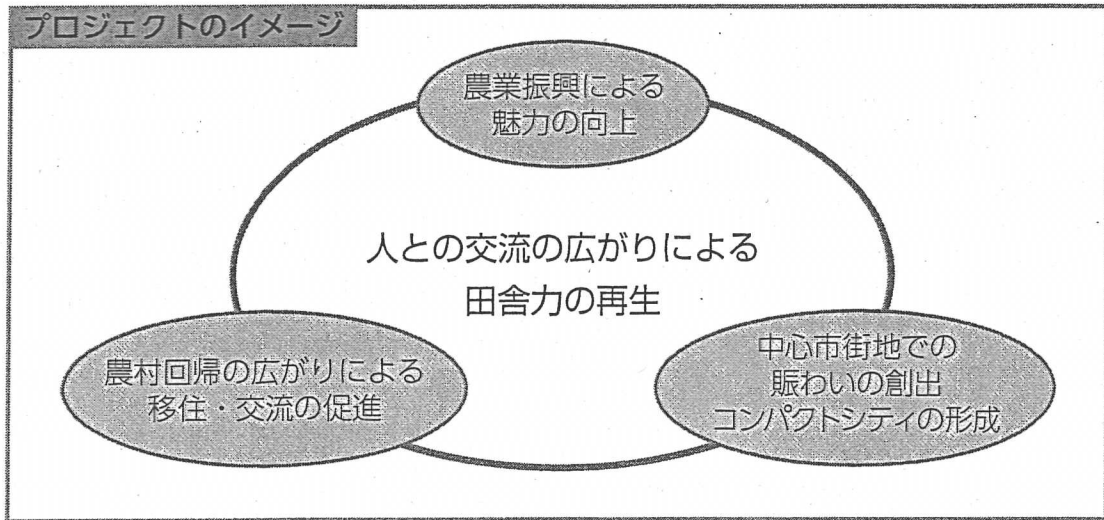
あったか絆プロジェクト

【将来像】 人が真ん中 ちょっと便利な田舎町

田舎力再生プロジェクト

テーマ ちょっと便利な田舎町

プロジェクトのイメージ



プロジェクトの体系

人との交流の広がりによる田舎力の再生



プロジェクトのねらい

昔から稲作を中心とした農業は町の中核を担う産業でした。しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故による風評被害や、恒常的な米価低迷が続いていることから、担い手農家への農地集積による低コスト化や、複合化による経営改善により、足腰の強い農業の再生を図っていきます。

農村地帯の風景が色濃く残る豊かな自然環境を、都市部から農村回帰を望んでいる人たちへ積極的に情報発信します。農村の体験の場として地域活動やお祭りなどさまざまな交流活動に受け入れることにより、交流人口の増加を図り、移住・定住の促進や、地域外住民からの新しい刺激を地域の活性化に結び付けていきます。

公共交通と道路網の整備された来訪のしやすさを、道の駅を拠点に積極的に情報発信し、中心市街地への誘客や、空き家・空き店舗の活用により人の賑わいを取り戻すとともに、人にやさしいコンパクトなまちづくりを進めます。

プロジェクトの概要

農業振興による農業の魅力向上を図ります。

町には、農業に関連する学校や指導研究機関の他に、平成26年秋には、今までになかった大規模で集客力の見込める施設「道の駅あいづ 湯川・会津坂下」がオープンしました。これらの機関や施設と農業者との連携により、農作物の高付加価値化や、6次産業化等の推進を図ります。

農村回帰の広がりの中、地域外住民の移住・定住の促進を図ります。

農村地帯の一つの象徴である豊かな自然環境を守りながら、様々な団体での地域活動を、農村回帰を望んでいる人たちの体験の場として活用することにより、交流人口の増加を図り、移住・定住の促進につなげます。また、地域外住民の新しい視点を、町の施策や地域の活性化に活用できるようにします。

中心市街地での賑わいの創出を図ります。

集客力のある施設から、中心市街地へ観光客を誘導することにより、中心市街地の活性化を図ります。また、空き家や空き店舗が増えていることから、それらを居住等に利用することや公共施設を中心市街地に機能的に配置することで、賑わいを創出します。

このような取組みにより、多くの人たちが町に集まり、多様な人と多様な視点が交流することで、元気な「会津坂下町」にしていきます。

プロジェクトの取組み内容

1. 農業振興によるまちづくり

町には、農業を研究・指導する県の施設として、農業総合センター会津地域研究所や会津坂下農業普及所があります。また、農業を専門的に学ぶ会津農林高等学校があります。このような機関・学校と農業者が連携して、農業技術等を調査・研究することにより、持続的で魅力ある農業の仕組みを構築します。

また、新規就農者支援の場として利活用が図れるよう協議するとともに、担い手の育成と規模拡大による農地の有効利用への取り組みを支援します。

2. 道の駅を起点とした農業・産業の振興

福島第一原子力発電所事故による風評被害が続く中で、農業の再生を図るには、消費者に農作物の一層の安心感を得てもらうことが必要です。集客力が見込める道の駅での直売により、消費者への安全性の情報発信を行い、放射能に対する理解の向上につなげます。

また、道の駅レストラン等での食材利用や、加工業者との連携などにより、6次産業化の推進を図ります。

3. 中心市街地での賑わいの創出

空き家・空き店舗等を有効活用した住み替えにより、定住を促し、賑わいを生み出していくため、居住の集約化を進めます。このため、居住の誘導と商業の活性化の両面から中心市街地の再構築を図ります。地域住民の考えを大切にしながら、商工会との連携により、中心市街地の活性化に向けた取り組みを進めていきます。

また、町の持つ地域資源の積極的な情報発信や、道の駅等の集客力のある施設から街なかへ観光客を誘導し、回遊してもらうことにより、中心市街地の活性化を図ります。

4. 交流の推進による新しい力の活用

地域おこし協力隊の募集や、転入者向けの催し等、地域外住民とのネットワーク構築により、新たな視点や力を町の施策や地域の活性化に活用します。

5. コンパクトシティの形成

人口減少、高齢化社会に対応するため、子どもから高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指す必要があります。「快適なゆとりの定住空間」と「環境負荷が小さく歩いて暮らせるまちづくり」を推進するため、中心市街地に賑わいを創出する取り組みと合わせて、まちづくりの視点から老朽化した役場庁舎の更新に取り組みます。

成果の目標値

成果の指標	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)
認定農業者・農業生産法人への農地集積率	43%	60%
道の駅での会津坂下町産農産物販売額(年間)	—	7,000万円
行政センター建設整備基金積立金	3,200万円	4億円

協働による取り組み

○住民・地域・企業等の役割

- ・地域活動への地域外住民を積極的に受け入れます。
- ・商店街でのおもてなし体制を構築します。

○行政の役割

- ・農業の研究・指導機関や地元高校と農業者間の連携調整を図ります。
- ・道の駅と農業者との連携調整を図ります。
- ・中心市街地を回遊できる観光ルートの構築をします。
- ・立木観音堂周辺の環境を整備します。
- ・転入者向けの催し等による新しい活力を得る場を構築します。



首都圏でのマルシェ
会津坂下産農作物販売

まちなかガイドによる
観光案内



役場庁舎の建設について

1. 現状

役場庁舎については、昭和36年に建設され、50年以上が経過しています。平成8年度に実施した耐震診断の結果では、構造耐震指標を大きく下回り、きわめて危険な建物と判断されています。

役場庁舎は、災害時の防災拠点として様々な機能が求められますが、現状の庁舎では耐震性からも困難な状況であり、建替え等による早期の対応が必要となっています。

また、分散している行政機能（東分庁舎・南分庁舎）を集約させることは、業務の効率化、町民の利便性向上のためにも必要です。

平成25年度に実施した「都市のリノベーションのための公的不動産を有効活用した調査」でのアンケート調査では、これからの庁舎整備に求められる条件として以下のようにとまとめられました。

①駐車場の確保

町民の交通手段としては自動車が多く、庁舎の利用においても、自動車による利用が多いと考えられるため、一定程度の駐車場の整備が必要となる。

②バリアフリー化・ユニバーサルデザインへの配慮

バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮することで、高齢者等にとっても利用しやすい庁舎とすることが必要となる。

③防災拠点としての機能整備

災害時の防災拠点施設としての機能を担うために、通信機器等の設備整備及び緊急生活物資や資機材等の備蓄スペースの確保が必要となる。

④複合施設としての整備

庁舎を複合施設として整備することにより、町民の利便性の向上を図るとともに、維持管理運営の効率化やコスト削減に向けた取り組みが必要となる。

2. 立地について

今後の人口減少・高齢化社会に対応した、コンパクトシティ形成に取り組むうえで、新庁舎建設及び配置は最重点事業であり、まちづくりの方向性や今後策定される都市マスタープランとの整合性を保ちながら整備する必要があります。中心市街地の空洞化に歯止めをかけるため、郊外に移転場所を求めるのではなく、中心部に整備することで、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりにつながります。また、厳しい財政状況を踏まえると、新たに土地を購入して整備するのではなく、町で保有している未利用地等を活用し、整備費用の縮減を図る必要があります。

3. 庁舎建設にかかる費用について

役場庁舎については、近隣自治体を参考に25億～30億程度の整備費用が必要になります。平成の大合併による合併特例債（起債充当率95%、70%が交付税措置）を活用できる町村と比較して、本町は厳しい財政運営を迫られます。

役場建設のための積み立て（行政センター建設準備基金）は平成25年度末で3,200万円であり、所要額の1%程度という状況です。庁舎建設のためには、自主（一般）財源（基金積立金）を除く財源は、地方債（一般単独事業債・充当率75%）に頼ることになります。

※一般単独事業債は交付税措置なし

4. 財政シミュレーション

庁舎の整備にあたっては、行政センター建設準備基金に毎年8,000万円積み立てることとし、8年後に6.4億円の基金の造成を目指します。

整備手法については、従来方式、DBO方式、PFI方式*が想定され、資金の調達についても一般の起債から市民公募債の発行も考えられますが、いずれも将来に負担を残すものであることから、従来の一般財源と起債の方法によるシミュレーションとします。

民間施設を併設することで、一部補助金を活用することができます。

○庁舎整備費用を30億円とした場合

30億円×75%（起債充当率）＝22億円（起債）

30億円－22億円＝8億円（一般財源）

22億円を建物の耐用年数（鉄筋コンクリート）50年で償還

元金償還額 4,400万円／年

○行政センター建設準備基金積み立て

年間8,000万円×8年（平成27年～平成34年）＝6.4億円

○財政調整基金積み立て

年間5,000万円×8年（平成27年～平成34年）＝4億円（一部財源として充当）

教育施設の適正配置が平成27年度に終了することで、大型公共事業が抑制されますが、これまで発行した地方債の償還（公債費）がピークを迎え、平成36年度まで10億円を超える償還が続きます。平成37年度以降は緩やかに減少するものの、引き続き厳しい状況が続きます。

経常経費の縮減など、財政の健全運営により、目標額を上回る基金の造成を目指します。

5. 具体的な建設計画

財政状況に鑑み、庁舎の建設を平成34年度とします。その準備として、庁内・住民参加による検討組織を立ち上げ、庁舎の整備位置を含めた基本的な考え方について検討を進めます。

・平成28～29年度	検討組織設置（庁内組織・住民組織）
・平成30年度	基本構想・基本計画策定
・平成31年度	基本設計
・平成32年度	実施設計
・平成33年度	造成工事
・平成34～35年度	建設工事
・平成36年度～	起債償還

6. 総合体育館の整備

老朽化の著しい町民体育館は「ばんげひがし公園」のスポーツゾーンへの整備を検討します。

・平成31～32年度	検討組織設置（庁内組織・住民組織）
・平成33年度～	基本構想・基本計画の策定
・平成34年度	基本設計
・平成35年度	実施設計
・平成36年度～	造成・建設工事

※D B O方式（Design Build Operate）とは、公共の資金調達により施設を建設し、民間事業者に設計・建設・運営を一体的に委ねる民間委託方式です。

※P F I方式とは、Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）民間資本主導の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。

市町村役場機能緊急保全事業について

- 熊本地震により、業務継続が確実に行われるためには、業務を行う場である庁舎（行政の中核拠点）が発災時においても、有効に機能しなければならないことが再認識されたところ
- 庁舎の耐震化が未実施の市町村においては、発災時に業務継続に支障が生じるおそれがあることから、これらの庁舎の建替えを緊急に実施するため、「市町村役場機能緊急保全事業」を創設

1. 対象事業

昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業

※ 上記以外であっても、業務継続の確保のために行う洪水浸水想定区域等からの本庁舎の移転事業は、本事業債の対象

2. 要件

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるもの

3. 財政措置

(1) 地方債の充当率 起債対象経費の90%以内

(2) 交付税措置 起債対象経費の75%を上限として、この範囲で充当した市町村役場機能緊急保全事業債の元利償還金の30%を基準財政需要額に算入

※地方債の充当残については、基金の活用が基本

4. 事業年度

緊急防災・減災事業債にあわせて、平成32年度まで(4年間)

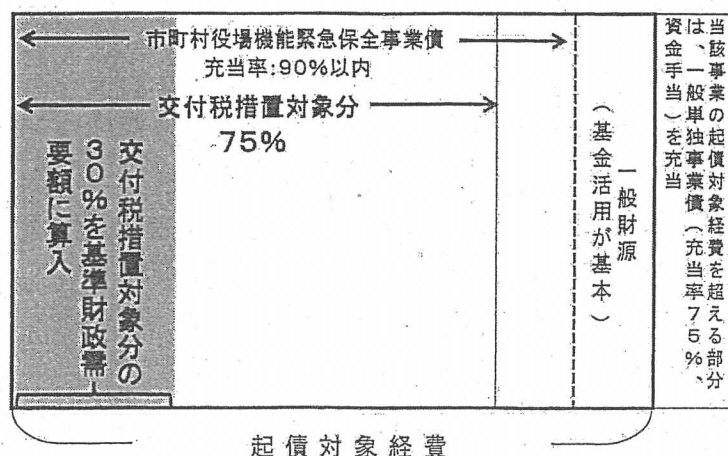
5. 起債対象経費

庁舎建替え事業費 × 標準面積 / 新庁舎の面積

※標準面積：入居職員数×35.3㎡ 又は 建替え前面積 のいずれか大きい面積

※用地費は、一般単独事業債(一般事業)による対応

<イメージ>



◆会津坂下町役場新庁舎建設スケジュールについて

新庁舎の建設については、第五次会津坂下町振興計画後期基本計画において最重点プロジェクトに位置付け、平成34～35年度に建設工事を計画しています。

そのような中、国から、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業を支援する「市町村役場機能緊急保全事業」が、新たな地方財政措置として示されました。

この事業年度は、平成32年度まで（平成32年度の起債対象事業まで）となっているため、支援事業を有効活用できるよう、建設候補地の選定や行政機能の集約化などについて、の検討・協議を進め、さらには、工期短縮や建設コスト削減などの効果が見込める手法なども考慮しながら、国が示した事業年度内に着手することを前提に作業を進めていくこととします。

<予定>

平成29年度 基本構想・基本計画の策定（建設候補地の選定）

平成30年度 基本構想・基本計画の策定

平成31年度 基本設計

平成32～33年度 実施設計・造成工事・建設工事

◆会津坂下町新庁舎建設検討委員会スケジュール（平成29年度）について

上記の建設スケジュールを踏まえ、本年度においては、住民アンケート、住民説明会等により意見聴取しながら、新庁舎に必要な機能や規模等について検討し、建設候補地を選定していくこととします。

また、検討・協議内容は、「(仮称)新庁舎建設だより」「町ホームページ」等により随時周知してまいります。

<予定>

7月13日 第1回 今後の進め方、現庁舎の状況、検討調査対象候補地

8月上旬 第2回 必要な機能の整理、複合施設の検討、建設候補地の検討

※住民アンケート調査票送付

8月下旬 第3回 同規模自治体の庁舎視察研修

10月上旬 第4回 アンケート結果、庁舎規模の検討、建設候補地の比較評価

※10月に住民説明会（7地区）を開催

11月上旬 第5回 建設候補地の比較評価

2月中旬 第6回 建設候補地の選定（中間答申）

※3月に住民説明会（7地区）を開催

現庁舎敷地面積及び延床面積等について

単位:㎡・台

No.	庁舎等	敷地面積	駐車台数	構造等	建築面積	延床面積	区分面積(概算)	
①	本庁舎	2,587.41	15	R・C造 5階建	591.00	1,865.60	執務室	776.00
							町長室	62.00
							副町長室	29.00
							議場	208.00
							正副議長室	42.00
							議員控室	63.00
							会議室	126.00
							書庫・倉庫	20.00
							その他	539.60
②	北庁舎			鉄骨造 3階建	197.49	648.47	執務室	319.00
							会議室	112.00
							書庫・倉庫	47.00
							その他	170.47
③	ボイラー室 (書庫・車庫)			R・C造 2階建	86.40	145.80	書庫	86.00
							その他	59.80
④	東分庁舎 (事務所)	1,242.31	10	R・C造 2階建	220.74	331.66	執務室	104.00
							会議室	64.00
							書庫・倉庫	12.00
							まちセン	60.00
							サーバー	24.00
							その他	67.66
⑤	東分庁舎 (倉庫)			鉄骨造 2階建	208.35	377.80	倉庫・その他	377.80
⑥	南分庁舎	365.19	0	R・C造 2階建	245.00	430.50	執務室	126.00
							教育長室	32.00
							会議室	72.00
							書庫・倉庫	50.00
							その他	150.50
計		4,194.91	25		1,548.98	3,799.83	執務室	1,325.00
							会議室	374.00
							書庫・倉庫	215.00
							町長室	62.00
							副町長室	29.00
							教育長室	32.00
							正副議長室	42.00
							議場	208.00
							議員控室	63.00
							その他	1,449.83

※建築面積等は、政策財務課建物明細による。(南分庁舎は図面から積算した概算面積。)

区分面積は、図面から積算した概算面積。

会津坂下町役場庁舎等を使用する組織・団体等について

建物	所有	団体等名	区分	概算使用面積(m ²)	使用料	備考
本庁舎(北庁舎)	町	両沼町村会	事務所	51.68	無償	両沼管内7市町村(会津坂下町・湯川村・柳津町・三島町・金山町・昭和村・会津美里町)により構成。事務所として使用。職員1名が常勤。
計				51.68		
東分庁舎	町	観光物産協会	事務所	24.00	無償	町商工観光班と連携し、観光・物産振興事業及び祭りの運営等の活動をしている。職員2名が常勤。
			観光案内スペース	30.45	無償	
			倉庫①階段下	42.90	無償	
			倉庫②北(看板類)	28.00	無償	
		まちづくりセンター	倉庫兼車庫(一部)	50.80	無償	他に会議室2室(2F60.0m ² +倉庫1F48.2m ²)を共用。車両1台を所有。
			町民活動スペース	60.00	-	
			物置	17.68	-	
計		NPO法人ITサポートあいづ	事務所(倉庫2F)	20.00	24,912円/年	まちづくりセンターの運営を町からNPO法人NIVOに委託、NIVOの事務所を兼ねている。職員2名が常勤。
				273.83		IT関連の業務を実施するNPO法人、学校のIT機器保守管理等を町から委託。職員1名が常勤。
保健福祉センター	町	社会福祉協議会	事務所	51.30	無償	社会福祉協議会と地域包括支援センターは1フロア(77m ²)を共用。使用面積は案分して算出。
			会長室	25.10	無償	
			車庫	58.50	無償	
			倉庫	35.89	無償	
		地域包括支援センター	事務所	25.70	無償	NPO法人こころの森には職員2名が常勤、車両1台を所有。他に会議室3室(50.1m ² +36.0m ²)を共用。
		NPO法人こころの森	事務所	25.10	18,000円/年	
計				221.59		
町民体育館	町	坂下地区コミュニティセンター	事務所	64.50	-	地域づくり協議会が主体となり、地域づくり活動を展開。各地区コミュニティセンターと同じ位置付け。
計				64.50		町民体育館の老朽化により、コミュニティセンター施設をどう配置するかが課題となっている。
合計		8団体		611.60		他に会議室3室(40.0m ² +36.0m ² +120.0m ²)を共用。

◆公用車台数及び駐車状況について

(町長車、議長車、バス、トラック等を含む)

(学校給食センター、社会文化班、幼稚園所管を除く)

◇公用車台数 36台

内訳	マイクロバス	2台
	トラック等	2台
	ワゴン車	4台
	普通車	8台
	軽自動車(軽トラ含む)	20台

◇駐車状況

町長車・緊急車両は、本庁舎車庫に駐車

商工観光班所管車両2台は、東分庁舎に駐車

教育総務課・子ども課所管車両2台は、南分庁舎に駐車

その他の車両は、町総合車庫(大黒堂南側)・防雪サブセンター南側車庫(消防署南側)・東駐車場に分散して駐車

(上記の他、スポーツクラブバンビィ所有マイクロバス1台を総合車庫に駐車)

※公用車駐車場(保管場所)が分散しており、使用する際に職員が取りに行く

◆職員等通勤用車両及び駐車状況について

(本庁舎・北庁舎・東分庁舎・南分庁舎に勤務する職員等の通勤用車両)

(臨時職員等を含む)

◇職員等通勤用車両台数 109台

◇駐車状況

旧営林署跡駐車場58台・町民体育館北側駐車場9台・総合車庫前10台・防雪サブセンター脇3台・健康管理センター駐車場8台・東分庁舎2台・東駐車場3台を割り当てて駐車

他に民間駐車場を自己で賃貸する職員もある

(南幼稚園及び保育所職員は、中村街道踏切南側・駅南倉庫東側に駐車)

※町有地を利用して分散して駐車スペースを割り当てている

積雪(大雪)時やイベント開催時には、職員に相乗りや公共交通機関の利用を依頼

人口の推移について

「会津坂下町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」より

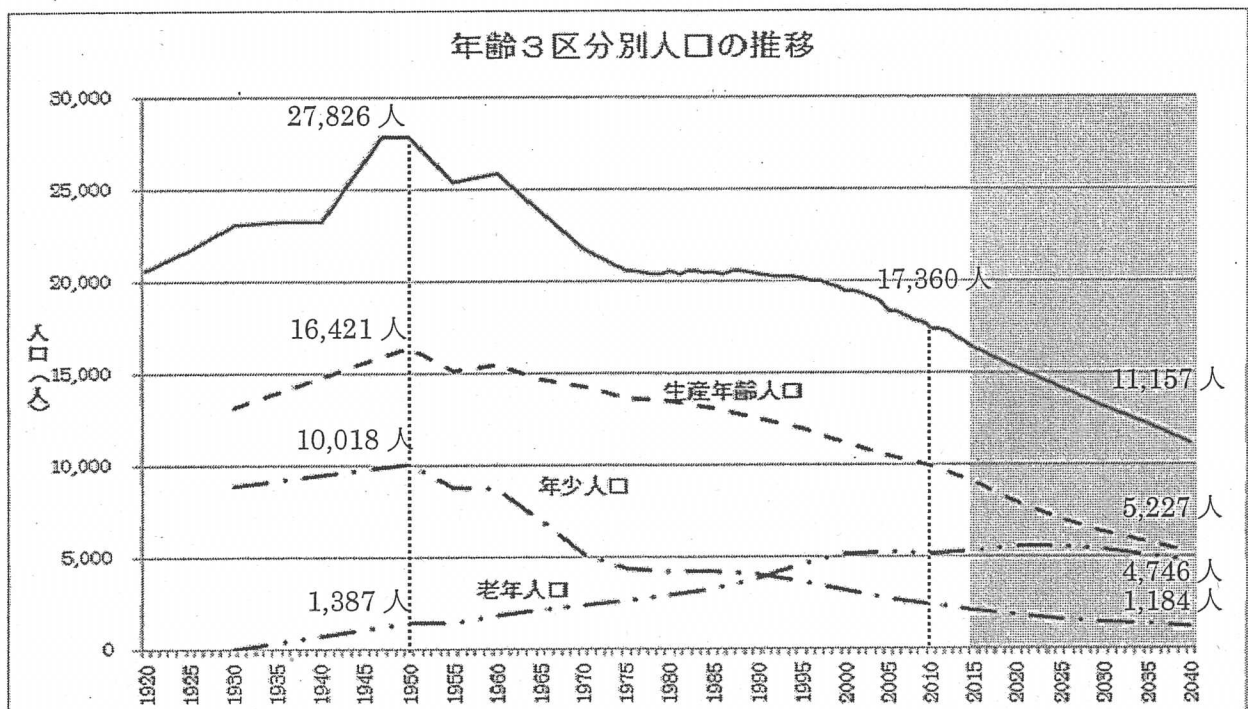
1. 会津坂下町の人口の現状及び目標

(1) 人口の推移

本町の人口は、1950年の27,826人をピークに減少し、1996年に2万人を割り込んでから急速に人口減少が進んでいます。今後も人口減少は進行し、2040年の人口は、11,157人と推計されます。

年齢階層別の人口の推移は、生産年齢人口（15歳～65歳未満）・年少人口（15歳未満）とともに総人口に比例して減少しており、今後も減少すると見込まれます。

2010年の年齢3区分の割合は、年少人口13.5%・生産年齢人口56.9%・老年人口29.6%であり、2040年には、年少人口10.6%・生産年齢人口46.8%・老年人口42.5%になると推計され、人口減少とあわせて、高齢化への対応も必要となってきます。



※国立社会保障・人口問題研究所では、東日本大震災により福島県市町村ごとの人口推計を行っていないことから、コーホート要因法により推計。

(2) 具体的な目標

①2040年に合計特殊出生率2.07人を目指す。

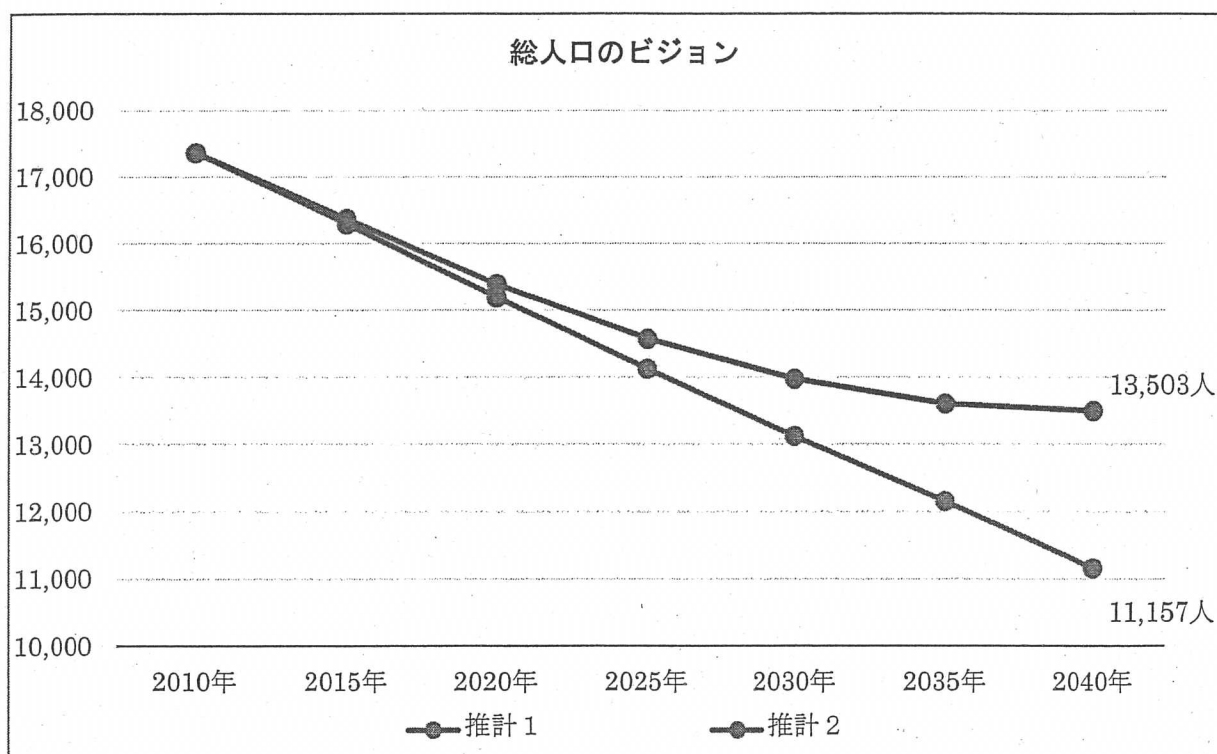
国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」においても、2040年に人口置換水準である合計特殊出生率2.07人を目指しており、本町も合計特殊出生率1.51人（2008年・2012年平均）を2.07人に引き上げます。

②2025 年以降、社会動態を増加に転じる。

子育て支援の充実や若者定住支援制度による子育て世代の移住・定住促進等、定住圏としての魅力あるまちづくりの推進等、総合戦略の実行により、社会動態の増加を目指します。

○人口ビジョン

総合戦略の実行により、人口の減少幅を緩やかにし、2040 年時点での総人口を 13,503 人とします。



推計 1 このままの人口動態が続いた場合

推計 2 総合戦略の実行により、人口動態が改善された場合

庁舎標準面積【総務省地方債庁舎算定基準】

※ 職員数については将来的に微減していくことが想定されるが、平成33年度までの職員計画では、一般行政職は同数で推移する計画となっている。

このため、新庁舎建設に際しては、本庁舎・北庁舎、東分庁舎、南分庁舎の集約を想定し、平成29年度の区分別職員数(臨時職員を除く)を基準とする。

◆平成29年度職員数

区分	職員数	摘要
特別職	3	
課長級	11	(課長・局長・室長9+主幹2)
補佐・係長級	45	(班長13+係長32)
製図職員(技師)	4	
一般職員	71	
計	134	

(臨時職員等を除く。学校給食センター、社会文化班、保育所・幼稚園を除く。)

◆庁舎標準面積

室名	面積基準	面積(m ²)	摘要																												
ア. 事務室	$4.5\text{m}^2 \times (\text{換算職員数}) 282.8\text{人}$ 単位:人 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>換算率</th><th>職員数</th><th>換算職員数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別職</td><td>20</td><td>3</td><td>60</td></tr> <tr> <td>課長級</td><td>5</td><td>11</td><td>55</td></tr> <tr> <td>補佐・係長級</td><td>2</td><td>45</td><td>90</td></tr> <tr> <td>製図職員(技師)</td><td>1.7</td><td>4</td><td>6.8</td></tr> <tr> <td>一般職員</td><td>1</td><td>71</td><td>71</td></tr> <tr> <td>計</td><td></td><td>134</td><td>282.8</td></tr> </tbody> </table>	区分	換算率	職員数	換算職員数	特別職	20	3	60	課長級	5	11	55	補佐・係長級	2	45	90	製図職員(技師)	1.7	4	6.8	一般職員	1	71	71	計		134	282.8	1,272.60	
区分	換算率	職員数	換算職員数																												
特別職	20	3	60																												
課長級	5	11	55																												
補佐・係長級	2	45	90																												
製図職員(技師)	1.7	4	6.8																												
一般職員	1	71	71																												
計		134	282.8																												
イ. 付属面積 (倉庫) (会議室等)	事務室面積の13% $7\text{m}^2 \times (\text{全職員数}) 134\text{人}$	165.43 938.00	書庫、倉庫 会議室、電話 交換室、便 所、洗面所、 その他諸室																												
ウ. 玄関等	アからイまでの各室面積合計の40%	950.41	玄関、広間、廊下、階段等の交通部分																												
エ. 車庫	公用車台数 36台 (学校給食センター、社会文化班、幼稚園所管を除く) (町長車、議長車、バス、ダンプ含む) 1台につき25m ² ×36台	900.00																													
オ. 議事堂	$35\text{m}^2 \times (\text{議員定数}) 16\text{人}$	560.00																													
合計		4,786.44																													

※ 車庫 900m²を差し引くと、「3,886. 44m²」となる。

◆防災拠点としての庁舎に求められる一般的な機能

他自治体の例を参考にすると、防災拠点として下表に示すような機能が必要と考えられます。

基本的には設計に反映させることで対応可能であると考えられるため、建設候補地の比較においては、次の観点から検討することとします。

①敷地利用の可能性

②交通アクセス

③事業の早期実現性

新庁舎に求められる 防災拠点機能	機能の具体例
情報発信機能	・ 防災行政無線の設置 ・ 県総合防災情報システムや全国瞬時警報システムとの連携 ・ 緊急速報メールやエリアメール配信サービス、町公式フェイスブック等を利用した情報通信回線の多重化 ・ 情報システムの遮断を回避あるいは早急に復旧させるための業務継続計画の見直し ・ 各コミセン、町民体育館、中央公民館に導入している災害時緊急電話の整備拡大 ・ 公衆無線LANの整備 ・ 災害時情報発信体制の整備
緊急物資集積機能	・ 備蓄倉庫の完備と十分な備蓄物資の確保 ・ 緊急物資搬出入の容易性の確保
ボランティア拠点機能	・ 救援活動、支援物資、備蓄倉庫、仮眠設備 ・ 救援物資受け入れ拠点やボランティアセンター
消防・救急他災害拠点施設との連携	・ 他の災害対策施設との連携と受け入れスペースの確保 ・ 緊急車両対応スペースの確保 ・ 各コミュニティセンターや避難所等との連携 ・ 関係機関との迅速な連携が図れるシステム
耐震安全性の確保	・ 制振構造、免震構造など安全性の高い構造システムの検討 ・ 地盤に対応した基礎工法
災害時の対応機能	・ 緊急時の動線、インフラルートの確保 ・ 安全で十分な駐車スペースの確保 ・ 瞬時停電を回避する無停電電源装置、電力貯蔵装置、非常用発電機等の設置検討 ・ 浸水などの被害を受けない重要設備室の配置検討 ・ ゲリラ豪雨等に対応した余裕のある雨水排水計画 ・ 大雪等に対応した除雪計画

◆調査対象とする新庁舎建設候補地について

新庁舎建設候補地の選定は、今後のまちづくりの方向性を見据えて検討すべき大変大きな課題であり、平成28年度に策定した会津坂下町都市計画マスタープランや各種計画との整合性を保ちながら、検討していく必要があります。

また、厳しい財政状況を踏まえると、町で保有している未利用地等を活用し、整備費用の削減を図る必要があります。

これらの観点から、新庁舎建設に係る調査対象地として、次の用地について調査及び評価・検討を進めていきます。

- ① 現本庁舎・北庁舎、東分庁舎及び東駐車場用地
- ② 旧営林署、保健福祉センター及び中央公園用地
- ③ 南幹線南側町取得予定県有地

上記の用地について、平成25年度に実施したアンケート調査により、新庁舎整備に求められる条件として挙げられている項目に加えて、次のような様々な観点からの調査及び評価・検討を実施し、新庁舎建設候補地を選定していきます。

<評価・検討の観点>

- ・駐車場の確保 … 一定程度の駐車スペースが確保できるか
- ・防災拠点としての機能 … 災害時の対策拠点として適切か
- ・複合施設としての整備 … 複合化する機能と規模ほどの程度か
- ・庁舎機能の一体性 … 分散する行政機能が集約できるか
他の公共施設等との連携や利便性を確保できるか
- ・周辺のまちづくりへの寄与 … まちのにぎわい創出や活性化につながるか
- ・都市イメージの向上 … 庁舎整備がまち全体のイメージ向上につながるか
- ・交通等の利便性 … アクセス手段が多様で安全に配慮することができるか
- ・職場環境としての適性 … 職員の通勤や職務環境が適切か
- ・用地取得の容易性 … 土地取得を要する場合、取得が容易であるか
- ・庁舎建設に付随する費用 … 土地取得、土地造成、接続道路、既存施設解体、跡地利用の整備等を含めた総事業費が安価であるか
- ・事業スケジュール … 計画にあわせた整備が可能か
- ・将来の開発余地 … 将来的に開発が必要な場合、周辺に開発余地があるか